



在地代官家伝来史料より見る幕末期旗本平岩氏の家政について

平岩, 泰典

(Citation)

Link : 地域・大学・文化 : 神戸大学大学院人文学研究科地域連携センター年報, 8:79-97

(Issue Date)

2016-12

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCOI)

<https://doi.org/10.24546/81009667>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81009667>



在地代官家伝来史料より見る幕末期旗本平岩氏の家政について

平岩 泰典

一 はじめに

旗本領の研究については、残存する史料の量的・質的な制約が大きい中で行われてきた。一九六〇年代頃までは北島正元氏を中心として、旗本財政の窮乏化や分散・相給知行による旗本領主権力の弱体化に主眼を置いた研究が行われた（いわゆる「旗本知行形骸化論」^①）。しかし、一九八〇年代に入ると白川部達夫氏を中心とした批判が加えられ、再考が行われている。近年は庄屋層や在地代官を通じた身分的周縁論、またそれらが地域社会においてどのように結びついていたか、といった点から旗本領の構造へアプローチする試みも見られ、旗本領について多様な面からの研究が進んでいる。

私の先祖は近世後期に旗本領の在地代官を担っており、幸いにも史料がある程度現存している。本稿は、主にその史料を用い、中級の地方取旗本である平岩氏について、特に幕末期の旗本家政を中心として事例提示を行おうとするものである。

本稿で取り上げる平岩氏は、家康の側近・平岩親吉の弟正広（名は親正とも）を祖とする一族である。当主は代々「七之助」や「金左衛門」などを名乗りとしている。初め八百石取りであったが、元禄十一（一六九八）年丹波国に五百石を増増され、合わせて千三百石取りとなった。いわゆる、一般的な三河系中級旗本であり、本稿で主に取り上げる幕末期の当主は平岩親克（一八二〇～一八九三）である。以下、「平岩氏」と述べた場合、特に断りがなければこの正広系の地方取旗本を指すこととする。

次に『旧高旧領取調帳』に基づき、平岩氏の知行地について述べる。平岩氏は近世初期には四ヶ村、中期以降は五ヶ村を知行した。相模国高座郡おそ瀬郷村（神奈川県藤沢市瀬郷）に二百七石、上野国佐位郡田部井村（群馬県伊勢崎市田部井町）に四百石余、上総国山辺郡柳橋村（千葉県大網白里市柳橋）に百四十石、上総国武射郡坂田曾根合村（千葉県山武郡横芝光町曾根合）に六十石、加増分として丹波国水上郡中佐治村（兵庫県丹波市青垣町中佐治）に五百石である。また、各村ともすべて二給の相給村落となっている。年貢の地払いは中佐治村では寛延元（一七四八）年には確認でき、他村でも幕末までには行われていた模様である。中佐治村には在地代官が置かれており、少なくとも幕末期においては支配について、関東四ヶ村と中佐治、という区別が見られる。これは江戸との距離によるものが大きいと見られる。

平岩氏の家臣については、幕末期をのぞくと、瀬郷村出身の関戸氏と、中佐治村の在地代官⁵足立氏（後に平岩姓拝領）が確認できる。宝永七（一七一〇）年の武鑑には平岩氏の家老として「関戸猶右衛門」の記載がある。関戸氏はその後幕末までは用人などとして続いたようであるが、嘉永四（一八五二）年に関戸直右衛門（実名不明）の死去後は用人職を失っている。下級武士層からの一時雇いによる役人・用人の雇用については、寛政期にはすでにみられ、嘉永四年以降、用人は一時雇い

のみで確保している。幕末には家臣団のほばすべてを一時雇いで雇っていたらしく、この時期は用人・一般家臣ともに解雇・雇用が頻繁である。また、平岩氏の関東知行所村役人などが江戸屋敷に交代で駐在して勝手向きの事務を補佐していたことが確認できる。なお、近世後期の家政改革に伴い、関東地方では旗本用人の罷免運動等が頻発しているが、平岩氏の用人に関してはそのような史料は発見されなかった。中佐治村の在地代官を勤めた足立氏は、鎌倉期以来の土豪の一族である。近世後期に在地代官職を世襲していた家は、代々友右衛門を名乗り、文政三（一八二〇）年に旗本家より養子を迎え（のち離縁）苗字を平岩と改めている。幕末期の当主は平岩基命（一八二二～一八六九）である。中佐治には、元禄十一年の加増直後から在地代官が置かれたようであるが、近世を通じてこの家（以降、足立友右衛門家と記述する）が世襲していたわけではなく、少なくとも天保期には大庄屋出身の桑原清左衛門という在地代官が確認されている。中佐治村支配における在地代官の裁量権は比較的広く、村方の願いの却下は勿論、江戸からの命令も村の様子を見て時期が悪いと判断すれば伝達を延期することがある。村役人人事についても仮の人选を行った上で事後承認を受けることがあり、また年貢収納・保管・売却などに責任がある上、ある程度ならば裁判権も持っている。また、近隣他領との交渉窓口や、地域社会内での人的ネットワークを生かして各種

の情報収集も行っている。職務は代官個人の家で役宅形式で行い、人別帳は村方とは別に提出している。

ここからは、足立友右衛門家に伝わる史料（以下「平岩律子家文書」とする。以下、特に断りがなければ、引用史料は平岩律子家文書に属することとする）をもとに、旗本財政の一例として、幕末における平岩氏の家政について述べていきたいと思う。

二 幕末期以前の平岩氏の財政状態

幕末の家政を見る前に、その前の平岩氏の財政はどのような状態だったのか、散見される史料からではあるが、述べてみようと思う。

平岩氏も多くの旗本と同じように、近世後期には財政的に苦しい状態だったようである。平岩氏は寛政期には中佐治村に対し年貢の増徴⁶を行っている。その他、化政期には勝手向きに差し支えていた様子をうかがうことができる⁷。同様に、天保六（一八三五）年にも「御勤向御入用二付」、中佐治村において旗本のための多額の借財が見られる（史料一）。

史料一（天保六年十月） 覚

覚

此度御勤向御入用二付被仰出候御趣意之儀、当村御高之内二百石差向金子五百両才覚致し、御入用御手当其余者先納

御借財方江返済相成利息之儀者年七八朱二而致調達候様申渡候処、一向銀主無之趣及断候得共情々銀子相頼申候様申渡候処、年壹割一步二而金四百八拾三兩他借調達致上納候、然ル上者四百八拾三兩之元利皆済二相成候迄、御高貳百石之御物成玄米百石宛豊凶二不構年々銀主江相渡可申候、残り御高上納可致候、其外二先々納残去年人々上納致候分、年限其節夫々江御返済可有之候、此後臨時御吉凶共口々済切候迄御用金堅被仰出間敷候、為其書付差入置候、以上

天保六未年十月 平岩友右衛門 印

関戸直右衛門 印

桑原清左衛門

庄屋 常右衛門

年寄 庄右衛門

惣代 弥右衛門

この時期、平岩氏当主・平岩親仁は使番であり、この「御勤向」が何であるかははっきりしないが、親仁は天保八（一八三七）年から「国々巡見御用」を仰せつかっている。中佐治村村高の内四十パーセントを引き当てて、中佐治村に村高と同じ額の借金を負わせているのである。旗本で予定していた利率では貸手が見つからず、より高利で借りることとなったのも、平岩氏（あるいは中佐治村）の財政状態がよくないことをうかがわせる。これに対し、嘉永元（一八四八）年の史料が史料二である。

史料二（嘉永元年七月）御趣意ニ付先納請取書

御趣意ニ付先納請取書

一、銀貳拾貳百三拾四文九ト八リン 元利先借年賦

内三百八百三拾六文

延引相成候分
段々金主江相

同拾壹百六百五拾三匁三ト五リン 入銀引

残拾百五十匁六ト九リン

一、銀拾百七百匁 此度儘ニ請取申候

右者殿様来春小金原御狩御供被蒙仰 上□様御縁組思召

御殿向御造作等御物入多分ニ付、関戸直右衛門出役被仰付、
村役人惣百姓一同書面之銀高、月壹割之利息ニ而郷印証文

質地等相渡、先々納銀御借入相成候上者、右借分者当暮三
百五百目相渡、残四ヶ年ニ相濟、此度之拾三百七百目元利

皆済無之内者御勝手御賄方取締御臨時御吉凶共御用金決而
堅被仰付間敷候、為後書付差入置もの也

関戸直右衛門 印

平岩友右衛門 印

嘉永元年申年七月

桑原清左衛門

村役人中

表書之通相違無之候

惣代之もの 江

七之助 印 小前一同

天保六年の際、村方に対して、「此後：口々済切候迄御用金
堅被仰出間敷候」と差し入れているのは用人関戸直右衛門と在
地代官平岩友右衛門である。これに対し、史料三では、村方へ
の「元利皆済無之内者……御用金決而堅被仰付間敷候」という
書き入れには、平岩七之助親克自身が「表書之通相違無之候」
と連印をしている。それに加え、文言をみても、天保期より財
政が悪化しているのではないかと考えられる。なお、仮に金一
両を銀六十匁で計算すると、銀二十二貫目は三百六十両から
三百七十両になる。

平岩氏も幕末期の財政状態決して良くなかったようである。

三 天保期から嘉永期の平岩氏家政

平岩律子家文書の「江戸御屋敷用書控」（以後、「用書控」と
記述する）及びそれに対する旗本用人の返書には、幕末期の中
佐治村から金銀の送金とその内容について詳しく記述されてい
る。史料がほぼ嘉永年間以降に限られるのが欠点だが、ここで
はその「用書控」を用いて嘉永期から幕末にかけての平岩氏の
家政について明らかにしようと思う。

「用書控」は、嘉永五（一八五二）年から慶応三（一八六七）
年までと天保十四（一八四三）年のものが残されている。これは、

友右衛門家の平岩基命（一部基命の養父基永も含む）が、中佐治村の代官として江戸の旗本用人に送った書状の控えである。公用は勿論、用人個人に対する私用の書状なども控えられている。前述の「永代の記」に比べて記述がより詳しく、公的な性格が強くなっているのが特徴である。なお、家政改革の際はその詳細を記した「仕法帳」が作成されるのが一般的であり、平岩氏でもそれは作成されていたようだが、平岩氏の仕法帳は発見できていない。

さて、まずは天保十四年「用書控」には、中佐治からの年貢先納による月次賄金（詳しくは後述）に関する記述が全く見られない。この段階では、旗本が財政的に困窮した場合、知行所に様々な名目の臨時「御用金」を課して金銀を調達するのが主な方法であったと思われる。だが、第二章で述べたように、平岩氏は天保年間から、中佐治村に対して多額の「御用金」を負担させ、嘉永年間の時点では中佐治にこれ以上の臨時金をかけることは困難になっていたとも考えられる。そして、嘉永四（一八五二）年には平岩親仁の妻（顕慈院）が死去し、それに関わる出費がかさんだ上、用人の関戸直右衛門が死去してしまう。このような状況で、嘉永五（一八五三）年正月の改革が行われたものと思われる。

嘉永五年正月の改革は、雇い用人の須藤惣兵衛と浜城左中治のもとで行われた。内容は、儉約、「賄金」の月割先納、村役

人の給米^⑧五年分よりの借上げである。「賄金」は月ごとにそれぞれの村が規定の金額を納め、その年の年貢代金で差引きを精算する仕組みであった。^⑨中佐治村では七月・八月・十一月の分を負担する予定であったが、同年の秋頃には平岩基永や関東知行所の村役人が江戸に出府し、再度の改革が行われた。須藤や浜城はすでに解雇されており、このときの用人は大須賀用介宗広である。儉約についてはまず五年間行うとされ、村役人の給米借り上げは中止されたが、代わりに臨時金の負担が求められた。その金額は、中佐治村より五十両、平岩基永より五十両である。基永は、五年後に改革が成功したらもう五十両負担することになっていた。他村の負担については不明であるが、関東の四ヶ村合計で数十両から百両程度の負担を求められたと思われる。この時、賄金に関する規定がどうなったか、詳細は不明であるが、中佐治村の負担は毎年正月分・七月分・十一月分・十二月分となった。平岩氏千三百石の知行所で十二ヶ月を分担するので、各村はだいたい高百石ごとに一月分を負担したはずである。各月の負担額は一律ではないので、年間の負担額という点では、負担は比較的平等に決められたものと思われる。村方では、二十四人講を結成することとなり、まず中佐治村で結成の後、関東知行所に広めることとなっていた。この講は、嘉永六（一八五三）年の末には結成されたようだが、その後についてはよくわからない。

ひとまずまとまった改革だが、早くも嘉永六年の二月には、大須賀が平岩基命に「迎も改法帳通りニハ参り不申儀眼前」と書き送っている。この時に平岩氏は、幕府よりの「駿府御貸付金」百両の貸し付けを受けるが、返済期間は五年間と短く、苦しい状況を変えるものではなかった。同年三月、中佐治村は追加の負担を求められた。平岩親克が奥番に転任することになり（どの職から転任したかは不明）、このため江戸城の坊主衆への出費などが嵩んだのが理由である。そのため、中佐治村は「御飯米買入」と「臨時入用」の名目で五十両の負担を命じられた。この五十両は嘉永六年の物成で返済する予定であったが、この年は干ばつのために物成が減少したため、返済は繰延べとなった。また、七月には異国船渡来に伴う武器新調のため、惣知行所に高百石あたり五両、合計で六十五両の上納が命じられている。

翌嘉永七（一八五四、十一月に安政と改元）年には、用人安田貢一郎充義が、旗本牧氏の丹波知行所から借金をしようとしたが失敗し、代わりに中佐治村に百両、村方の有力農民九人に合計二十九両三分の調達を命じている。この年平岩氏では、財政のため中佐治近隣の在郷町での産物を調べさせたり、江戸に平岩基命を呼び、金主と引合わせて基命名義の借金をさせたりしようとしている。また、関東に損毛が目立ち、年貢収納が差支えており、翌年七月の賄金を先納させようとしている。これは失敗するが、代りとしてなのか、この直後に基命が御用金と

して六十三両三分を負担している。いずれにせよ、嘉永五年の仕法帳とはかけ離れた事態になっていたようで、翌安政二（一八五五）年には再度の改革が行われる。

四 安政期の平岩氏家政

安政二（一八五五）年三月頃、再び関東知行所の村役人と平岩基命が江戸に出府し、仕法替えが行われた。この時の用人は安田貢一郎充義である。借財については、五年間は利息のみを支払っておき、その間に改革により借財を減少させ、安政六（一八五九）年より元金の返済を開始することとした。村方は「出精金」として高一石あたり銀四匁、総計で年に五貫二百匁（金七十兩／八十五両程度か）を十年間上納するが、後半の五年間については、前半の五年間「仕法」を改めず、借財が減少した場合のみ負担することとなった。また、「御飯米代金」の負担も開始されている。中佐治村は七月分七兩二分二朱を上納することになった。「御飯米代金」について、他の村がどう負担したかはつきりしないが、六月分と八月分は四両程度が上納されている。「御飯米代金」の上納は毎月行われたものと思われる。月次賄金については、担当月の変更と多少の増額がなされたようである。

この時期の平岩氏家政について、安田は基命に内情を明かし

ている。ここでいくつか史料を提示しようと思う。長文の史料もあるので、内容が煩雑な場合は、部分的に省略する事とする。

史料三（安政二年）（安田）充義書状

基命君 蜜書 充義

覚

三月分

一、金三十五両

内三拾三両三歩ト三百七拾四文

御下ヶ金 出金

差引 壹両三朱ト六拾壹文

四月分

一、壹両三朱ト六拾壹文

越金

一、拾壹両也

御下ヶ金

〆拾貳両三朱ト六拾壹文

内拾壹両ト四拾八文

出金

差引三歩三朱ト四百廿三文

五月江残金

五月分

一、三歩三朱ト四百廿三文

越金

一、拾四両

御下ヶ金

〆拾四両三歩三朱ト四百廿三文

内拾三両貳歩貳朱ト百四十文

出金

差引壹両壹歩一朱ト貳百七拾九文

六月江越金

六月分

一、壹両壹歩一朱ト貳百七拾九文

越金

一、貳拾壹両也

御下ヶ金

一、銭貳貫貳百六十四文

糠俵払代

〆貳拾貳両貳歩三朱ト百〇九文

内廿貳両貳朱ト三百廿八文

出金

此訳 拾六両貳歩壹朱

渡物代

廿八文

諸買物

五両貳歩壹朱ト貳百九十文 米買上代

差引貳歩ト百九十三文

七月江越金

右之訳柄ニ而兎角御物入嵩張り、甚以行々心配罷在候、後便ニ委敷可申上候、先内々御心得迄ニ申上置候、去月上州より米代上納致候得とも右之内壹両程買物分江遣込ニ相成申候、且ハ米高値旁八月御飯米代金四両程も不足ニ可相成ト心配罷在候、尤当年関東御知行所三ヶ村共上作ニ而、一先安心罷在候、何れ後便ニ猶可申上候、成丈ヶ御飯米代金早々御差立可被下候、夫迄米屋方へ頼込差繰申置候、以上

この史料により、家政改革によつても、旗本の月ごとの収支は差引ゼロがいいところであり、借財の減少には結びついていないことが見て取れる。では、「物入嵩張り」の原因は何であつたのか、そのうちの一つの要因と思われるものを提示する。

史料四（安政二年）八月一九日付（安田）充義書状

私用内事

一筆啓上仕候、追々秋冷相催候、其御地皆々様増々御喜元克被為渡御奉公、賀候、隨而當方一同無事罷在候、乍憚御安意可被下候、然者七月一八日御差立之御書状并金子拾九兩貳歩也、当十一日二到着、慥ニ落手仕候、扱八月御雜用者相州御知行所上納順ニ而、則相州方到来仕候、九月者上州、十月者相州、十一月十二月ト二ヶ月者丹州方御差立之苦心得候、篤卜前帳御再覽可被下候、就而者、先般方御承知茂御座候邦次郎様御縁談も御熟談ニ相成、先頃方御出勤御座候、然ル処何角ニ付御物入多ト申而御手許ニ金子御払底之由、愚私考へ見るに、御手許ニ者御口入吉田市右衛門へ御返却元金廿五兩ニ利息之余り壹兩程、外ニ御美屋様之御里御手宛金七兩并先般御差立之金廿兩、都合五拾三兩也、此外ニ三十兩程紀州家方邦次郎様へ御渡しニ相成、尤此内拾五兩者御養方へ御持参金ニ御差立ニ相成候由、何事も近藤様之御取扱ニ付内実之始末柄不分明ニ候、併金子御入用之義者四五十兩茂有之候ハ、御不足ニ者相成間敷ト存候へ共、邦次郎様御縁談御整ひニ不相成前ニ、廿五兩、壹兩、七兩等者一向御手許ニ御座なき由、既ニ上州方差出候御飯米代金之内貳兩一朱程御勝手向へ継込ニ相成申候、誠ニ此頃中者御つり舟或者いな、はせ釣り等とて別紙の通御出も続、其度毎ニ壹歩式歩ツ、掛り申候、是等ハ近藤様之御進めと相見へ申候、表之御家来覚之進ハ別段ニ而外之者

共者皆々勤向ニ心掛ケル者老人も無之、互ニ退身而已心掛ケ候、甚心配仕候、昨今者奥印も我俣一ぱい、誰ニも遠慮の者も無之哉ニ相見へ申候、近々之内近藤様も御用所之脇ニ壹ト間ヲ御拝借被成候而、弥々御止宿ニ相見へ候、且此間中ハ西洋砲術等御前同様ニ御支度も出来、且者御弁当御履物迄御勝手入用方差出候訳柄、何れも御仕法替之御趣意更ニ無御座、小子甚以心痛罷在候、覺之進義不相替奥へ入込、ツイセウケイハクのミいたし、御勝手向ニ抱り候義も不弁、御庭ニ而御植木或御泉水等之世話いたし、誠ニ心配仕候、覺之進義者近藤様之御実母のかた付被居候先キへ覺之進妹かた付居り、内実者縁者之由ニ承り申候、右ゆへか近藤様と同腹ニ而 御上之御為不構奥印ニ氣ニ入候様ニ仕掛ケ内々ニ而御召物類色々頂戴仕候由、近藤様ニハ色々御召物等出来候風聞も有之候、可愛相成るハ御前御忝人ニ而候、右ニ付小子も誠ニ勤兼候得共、尊君初御親父様方も別段御懇命蒙り居候故、御両所様へ対して心配致ながら辛抱も可仕心底ニ御座候、余り之始末ニ候ニ付、内々申上置候、

一、(仕法改めによる送金混乱の処理について)

八月十九日

充義(花押)

基命君

(追伸、送金混乱に伴う、書状の取扱について)

これによると、当時は牛込軽子坂にあった平岩氏の屋敷に、おそらく旗本と思われる「近藤」なる人物が居候し始めているとのことである。近藤は家政に口を出していた上、「奥印」（親克の妻、平岩ユキ）らとともに釣り遊びにたびたび出かけ、しかも西洋砲術の訓練に平岩氏からの出費をさせているのである。また、親克が婿養子である為なのか、ユキはわがままばかりである。近藤の親戚筋出身の「覚之進」（鎌田覚之進長之。安政元年十二月頃、安政六年一月まで平岩氏家臣。物品横領が発覚し解雇）は儉約に構うことなく、庭いじりなどをしている上、横領疑惑がある。その他の家臣にも仕事熱心なものではなく、安田はただただ「御前」（親克）が哀れである、というのである。また、この書状の別紙「覚」には近藤の親戚がたびたび平岩氏屋敷に逗留したこと、近藤やユキ、邦次郎（親克の次男。安政二年に二百俵取りの紀州藩与力、加治氏に婿養子）が安政二年の五月から八月の間に十数回も釣り遊びや浅草見物にでかけていること、近藤は釣り好きであり、ユキは魚を食べるのが好きである、この現状は知行所に対して申し訳ないが、譜代でもない身でこれをいさめれば「退身」するほかない、などといったことが記されている。当時の旗本を巡る様々な人間模様がみとれる。なお、「美屋」は親克の娘かと思われ、前年に縁組がまとまっている。「近藤」の詳細は今のところ不明であるが、牛込軽子坂に屋敷を持ち、鎌田氏より養子を迎えた七十俵五人扶

持の旗本に近藤姓の者がいるようである。

次の史料も同様の性格のものである。

史料五（安政二年）八月二十一日付 安田貢一郎書状

（仕法替えに関わる送金混乱について、追加）

一、（その内、「御飯米代金」について）

一、（同じく、月次賄い金の取違えについて）

一、一昨十九日、本所業平橋 森川伊豆守様御下屋敷へ御

出御供之人数左之通

御駕籠二而

奥方様 若殿様 邦次郎様 武三郎様 おいく様 お

のふ様

兼様之御兄

近藤鶴五郎様 兼三郎様 石谷大助様 御同人

御嫡子様

御出入之

医師 永田宗見并供壺人 鎌田覚之進 御草り取壺人

物持三人 陸尺三人 女中 御糸の間 御守式人 御

供壺人

べ上下廿四人

右之人数不残式度弁当差出申候、嚴敷御改革之御中右様
二奥方様御釣り御遊参も余不宜奉存候へ共、何分御茂御

存知之通奥方天下ニ付御用ひも無之誠ニ困り入申、右茂菊殿之御進^与察申、是非関東御知行所之ものへ内々申談、御客分を退かせ申候而ハ御家之御為ニ不宜候^与奉存候、何連当年中ニ取斗可申心得ニ御座候、篤^与御賢慮可被下候、

一、内用向御返事ハ甚之輔宛ニ御越可被下候、

一、邦次郎様御縁談一条金之義、才覚六ヶ敷^与御便り之節被仰下候、別段骨折御才覚被成候而茂誠ニ水之泡^与相成候間、先々御見合可然候、又是非御入用ニ茂候ハ、内々私より申上候、先ハ荒増内々申上候、猶後便ニ可申上^与申残候

恐々

八月廿一日

充義(花押)

基命君

尚々御同苗様初御令閨様へ茂宜、御序ニ平左衛門江茂猶又宜

この史料では、旗本家が一家で出かけた際の様子が確認できる。「奥方」より「おのふ」までが平岩氏の家族であるが、一行の中に親克がいなのが悲しげである。また、基命に対して安田は、金子の用意が難しければ、どうせ「水之泡^与相成」の^①で、無理をしなくてもよい、とも伝えている。「御客分」とは近藤のことであり、内用向きの返事の送り先となっている「甚

之輔」とは安田の弟である。この時期、安田は別の書状で「淀君」と「大野氏」の浪費を嘆いており、これは平岩ユキと近藤兼三郎を指していると思われる。

だが、この状況は十月にいくらか変化したらしい。安政の大地震である。これにより平岩氏の屋敷は全壊し、再建には四百両から六百両程かかる見通しであることがわかった。この出費は各知行所にかんがりの負担を強いたが、次第に親克も儉約に熱心になり、安政四年(一八五七)年正月の安田の書状には、親克も「追々心附」もあり、「殊の外御心配遊し御儉約専らニ御用ひ」、「誠ニ頼母敷」様子が記されている。屋敷の再建にも古木を用い、三百五十両程で再建させている。ただ、親克は近藤を屋敷から退散させるためにユキを説得することについては「却而騒敷斗りニ而家之障り」になると言ったらしく、まだ本腰を入れるといったほどではなかったようだ。近藤が平岩家の屋敷より退出したのは安政年間後期であつたらしい。

安政三(一八五六)年から、中佐治村の賄金負担は正月より六月までと、十一月分になった。また、七月分の飯米代金も負担することとなった。^②また、同年から中佐治村で山論が起こつており、次第に村全体が疲弊していく。安政年間も末になると、次第に米価の高騰が見られ、^③年貢売却金は仕法帳の収入見込みを上回る状態となった。

安政年間には、次第に「臨時金」の賦課が増えてゆく。だが、

この時期における臨時金は、多くが親克の子供の縁組費用であり、後述する慶応期などの臨時金とは性格が異なる。例としては前述の邦次郎や美屋のほか、安政年間半ばに行われた、親克の三男武三郎の、旗本内藤右馬助家（七百石）への婿入りなどがある。中佐治村ではこれらのため、婚姻のたびに三十両から百両程度の上納を求められた。内藤家の詳細は不明であるが、屋敷は持つておらず、家臣は用人一人のみ、この家臣も安田によれば「無之も同然」であり、安田が職務を一時的に代行しなければならぬ、という状態であった。内藤右馬助は武三郎の縁組後は平岩氏の屋敷に同居したようで、安政六年には二十五才であったが、災難により死去したとのことである。内藤家について安田は、「御高七百石ヲ不斗御手ニ入り候之次第ゆへ、百金、百五金位ニ而相済候ハ、誠ニ御仕合ト乍恐奉存候」と考えていたが、武三郎が内藤家の家督を相続するまでには確認できるだけで、総知行所で三百五十両以上を負担させられた。しかし安政年間全体で見ると、前述の通り、借財の元金延納、米価の上昇などもあつて、基本的に平岩氏の家政は安定していた。

五 文久期から慶応期の平岩氏家政について

親克は安政三年より講武所の「世話」を仰せつかり、文久元

（二八六一）年四月には、武術に熟練しているものが就任する「奥詰」となり、同年九月には講武所の剣術教授方となった。これらの役職はさほど金銭的負担となるものではなく、逆に、道場を開くことで副収入を得られるものであった。文久元年の書状によると、親克が屋敷に開いていた道場は比較的繁盛していたとのことである。ところが、文久三（一八六三）年ごろから状況が変わってくる。同年正月、親克は、將軍家茂の上洛の供を仰せつかり、長男金之丞や内藤武三郎、家臣の大半とともに上洛する^⑩。中佐治村は旗本の上方滞留費として二百両の調達を命じられ、平岩基命も世話のために上洛をした。親克らの上方滞留は六月に家茂が江戸に帰府するまで続いた。家茂は翌文久四（二八六四）二月に元治と改元）年正月に再び上洛し、親克と金之丞も前年十二月に供奉をしている。同年五月に、親克らは家茂の帰府により江戸へ帰るが、七月に親克は長州戦争の幕府軍目付となり、十月に船で長州へ向かった。長州戦争により、中佐治村は人足五人と金七十六両を負担し、基命も金二百両を上納している。親克は第一次長州戦争の陣払いとともに、元治二（二八六五）年二月に江戸へ帰るが、慶応と改元後の五月に第二次長州戦争が起こると、金之丞が家茂の供となり、以後慶応四（二八六八）年まで上方で暮らすこととなった。旗本達は長期間宿に泊まらなければならなくなり、その負担は非常に重いものであった。幕府からもある程度の金子が支給されたようだ

が、その金額は全く不十分であつたようである。以上のように、文久年間に入つてから平岩氏の負担は増大し、中佐治村の者が文久三年から慶応三（一八六七）年の四年間に負担した金額^⑦だけでも八百両近くとなつた。

慶応二年八月、幕府は軍役を改定し、高千三百石の場合は八人の銃兵を訓練させることとなつた。平岩氏では、人件費節約のため、兵士をなるべく知行所の農民で賄いたい考えであつたが、各村とも兵士を差し出すことは出来なかつた。これにより、八人に隊長一人を追加し、合計九名の人件費に一年あたり百八十両、また、鉄砲十八丁と弾薬その他の準備に三百二十五両が必要となつた。この時期における平岩家人用、高坂半の書状が史料六である。

史料六（慶応二年）十月十九日付 高坂半 書状

（包紙）「平岩友右衛門様

高坂半

内事直覧

一筆啓上仕候、次第二寒冷相募候得共、皆々様被成御揃、益御壮栄被成御座、奉賀上候、次ニ野子方いつれも無異罷在候間、乍憚御消念可被下候、寒さも追々強く相成候間随分御加養專一二奉折候、此表諸品増々高直、尤御蔵米者此節少々引下ケ候得共、是ハ只今御渡月ニ付相下ケ候義奉存候、御渡し相済候者直ニ引上ケ候様子ニ御座候而、実ニ暮方ニも差支、当惑仕候、乍併是も一般之義、無余儀

次第二御座候、扱公辺ニ而も追々御改革御役向ニ寄御廃し相成候向も有之、与力等者半高ニ相減し相成、余程難渋之様子ニ御座候、時勢ハ申なから、此節者西洋鉄砲のミ流行、諸家ハ銃隊稽古差出候付、往来者ドロツクドン、斗通行、騒々敷事二候へ共、年来之御別懇も御座候之間、無腹臆^{マヤ}御内々申上候、不悪御聞取奉願候、外之義ニも無御座候得共貴所様従来御高百石御頂戴之處、此節柄公辺ニ而も御軍役之儀ニ付夫々御改革相成義も有之、殿様ニも此度之歩卒一条ニ付而者御暮方ニも御差支、御人減被成候得共、御人減位ニ而者中々何程之事ニも無之、殊ニ寄候へは貴所様御高之内五十石御借米被成度思召之趣、野子帰府之砌泰兵衛ハ噂も有之、其後何等之御沙汰もいまた無御座候得共、此節之御場合ニ付若右様之儀御沙汰御座候而も無余儀次第、夫ハ貴所様ハ御差上被成候方可然や、左候ハ、三ヶ年与カ年限を定御借米之方ニ取扱可申奉存候、乍併是迄何角兎御骨折之廉々、御賞美も可有御座候処、右等之御沙汰も無之、野子不取斗之段重々奉恐縮候、篤与御勘考可被成下候、拝顔種々申上度義も御座候得共、御存之通無才何分難尽筆紙、荒々申上候、御推覧可被成下候、書外後便万々可申上候、恐惶謹言、

十月十九日

高坂半 拝

義兄君

猶以折角御自愛被遊候様奉祈候、乍末筆 皆様江もよ

ろしく御鶴声奉希候、家族方も宜申上度申出候、已上

物価高騰により平岩氏は「暮方二も差支」、与力なども「余程難渋」している中での「御改革」に対して、高坂の持つ違和感がにじみでている。文中の基命半高上納については取りやめとなっていたが、翌年の幕府軍役改定（後述）により実施されている。「泰兵衛」とは文中の「御人減」により罷免された用人高橋泰兵衛（文久三年から慶応二年まで平岩氏の用人）のことである。この人員削減では、平岩氏の奥女中や小姓なども多く解雇されたようである。

軍役改定直後の同年十一月六日、幕府は小姓組と小納戸組を廃止し、小納戸組であった平岩金之丞と内藤武三郎も若年寄支配・寄合となった。この時期の高坂の書状が史料七である。

史料七（慶応二年）十一月二十三日付 高坂半 書状

（包紙）「平岩金左衛門知行所 從江戸屋敷 高坂半

丹波国氷上郡 平岩友右衛門殿 大急用

十一月廿四日発

賃百文ヲ渡し被下候 山城出 賃銭済

（親克の京都到着予定日と基命らの上京・金銭負担について）

十一月廿三日

高坂半⑨

平岩友右衛門殿

尚以仁科宅右衛門御召抱被成、御留守相心得、愚拙尚又御供被仰付上京仕候、度々之御供二者誠ニ困り入申候、いッれ拝顔万々御物語可申上候、以上

一、（基命よりの書状受取りについて）

（別紙）

追啓御達申候、 若殿様御儀去ル六日若年寄支配寄合被

仰付候間、此段御達申候、

一、御小姓御小納戸不殘寄合被仰付、一同之義二者御座候得共、今更無足部屋住与相成、誠残念之儀ニ奉存候、此節六百俵減し候而者実ニ恐入候義、是迄之御勤功も水之あわ、御時政とハ申なから御精勤者いらさる事の様ニ奉存候、何も拝眉可申上候、早々以上、

十一月廿三日

高坂半

平岩友右衛門殿

こちらには、違和感というよりも不満が記されている。将軍の度々の上洛と軍役改定による出費増のなか、収入までも減らされては「御精勤者いらさる事の様ニ」¹⁸ 思っても仕方がないだろう。米価の高騰は著しくなり、当初に比べてかなり多額の金子が上納されていたが、出費がそれを上回る早さで増えていつてしまったのである。なお、金之丞は慶応三年初頭に講武

所の「剣術教授方助兼」となっている。

さて、慶応二年時点の中佐治村の状態について見てみようと思ふ。史料六に対する基命の返信である。

史料八 「慶応二年 江戸御屋敷用書扣」より十一月十三日

付 平岩友右衛門書狀控

霜月十三日調発

(江戸よりの書狀到着、拝見)

一、(金子送金について)

一、(先の書狀の延着理由について、確認)

一、当御收納之内ニ而ハ、先借利分斗も差入、元金据置、金主方へ懸合候様被仰付、承知仕候得共、近年来追々年延頼入金主方と厳敷及催促、誠ニ困り入心痛仕候、何卒少々成共元金入御願申上候、米直段莫太之義ニ御座候間、御先借り足并ニ当先納元り差引仕候而も、凡三百両位ハ当暮下シ金ニ相成候哉と奉存候、御蔵米売払之米相場ニ寄高下難斗奉存候得共、自然三百両とも余分ニ相成候得者何程ニ而も御先借元金入ニ被成下度御執成之段呉々奉願候、先便と追々申上候百姓も誠ニ難渋、御先借口々御滞借ニ相成罷在候ニ付而ハ百姓自分之融通ニも差支、心痛仕居候事ニ御座候、大違作ニ付、迎も冬分皆済相成申間敷哉ニ相察し申候、何卒極急便ニ御答奉待入候、

一、先便村方大違作歎願之趣、何卒格別之御仁慮ヲ以御救

ひ米御下ケ之義是又奉願候、先者右取急御報旁如此ニ御座候、私胸痛強病中大乱書御高免可成下候、早々以上、

霜月十三日

高坂半殿

平岩友右衛門印

(高坂に対し、村方荒所巨細帳の落手を確認)

一、(山論の進展状況について)

一、御玄関御書院御普請御出来ニ相成候哉、其後一向御沙汰承り不申候間承知仕度奉存候、

一、(京都西町奉行交代の風聞について)

(同日付別紙書狀控え)

一、乍恐別紙御内々申上候、(中略、友右衛門家の高百石拝領の経緯)

丹州表も追々先々納被仰付、当御物成先納之外七百両斗も御滞借ニ相成罷在候、迎も此姿ニ而者此後之御用弁一切難相調哉ニ奉存候間、年々物成先納之義格別、永先納之義不被仰付候様奉願候、尚又被仰付候而も出来不申義と奉存候、右ニ付而者私共段々愚案仕居申候、御上ニ茂年々御利足斗御払被成候而もいつか元金済と申事無御座、相嵩候斗ニ御座候間、来春ニも相成候得者金主へ相懸合、何卒十ヶ年程二元金済ニ相成候様工風仕度奉存候、追々永年先納被仰付

候而ハ行届き不申候間、此段乍御内々貴所様迄申上置候、右十ヶ年り足ハ御上右御下ヶ被遊、元金之処ハ私右相弁候様ニなり共仕候ハねハ、御借財相嵩候斗与日々心痛仕居申候、御内々御相談申上候、調不調之義存不申候得共内存申上候、兼而被仰附先便差下し候歩卒稽古道具拵御入用卯年先納百弍十五両之義ハ、別段御下ヶ可被成下候様奉願候、この史料は中佐治村の負担が既に限界に達していることを示している。慶応元年、平岩氏屋敷の玄関と書院、長屋が再建され、その費用二百六十両のうち、百両は中佐治村と基命で負担している。同年には月次賄金の増額が行われ、翌二年に賄金は倍額となった。元治二年の時点で、中佐治村に対し従来の利息で金銀を貸し出してくれる者がいなくなり、従来金子二十五両に一分だった利息が二十両に一分となっている。元金の返済は滞るようになり、その結果、慶応二年の中佐治村の借財は「七百両斗」にもなるのである。基命自身も旗本への度重なる金子融通のため借財が嵩んでおり、中佐治の治安も悪化、中佐治にさらなる追加負担を強いることは難しい状況となった。この時期、基命は金主に対し、安政の家政改革と同様の手法で借財の延納を行おうとしたが、金主はそれをこわっている。なお、慶応年間には関東の村役人より、基命の奉公が足りないとの批判があり、ここから、関東四ヶ村でも負担が限界に達しているのではないかと考えられる。

翌慶応三（一八六七）年も親克や金之丞が將軍に供奉して上洛・在京を繰り返しており、さらに親克が將軍の使いとして伊予松山に赴いたりして、平岩氏及びその知行所の財政的負担は重かった。同年九月二十六日、幕府は再び知行取り旗本に対する軍役を改革した。それまでの幕府からの拝借金について返済を免じるかわりに、物成の半分を軍役として十年間金納させるというものである¹⁹。これにより銃兵に関する費用は必要無くなったが、半高上納はあまりにも重い負担であった。慶応三年の中佐治村借財について、平岩氏は利息の支払いすらも認めておらず、財政の窮乏状況は全く変わっていない。

六 慶応四年以降の平岩氏

慶応四年分の「用書控」は帳面のみが存在し、中身は白紙である。同年以降においては、まとまった史料が存在しないが、平岩氏のその後について述べようと思う。

平岩親克について、『続徳川実紀』にいくつか記述が見られる。慶応四年三月十三日に目付となり、閏四月十一日に狙撃隊頭となっている。親克は徳川家達の静岡移封にも従ったらしく、明治元年中には屋敷を引き払っている²⁰。その後、明治三（一八七〇）年二月には中佐治を訪れ、平岩基緒（基命の養子）に金子の融通を頼み入れている（史料九）。

史料九 「永代の記」より、明治三年二月条

明治三庚午年二月、先地頭平岩金左衛門様御若近之丞様山崎喜惣次与申用人御連被遊、慶応四辰年御一新二付、武州江戸徳川様龜之助様御供二て立退、駿河府中静岡藩江御移り二相成、元知行平岩附千三百石頂戴被致候得共、當時節御扶持日二式升五合二相成、誠ニ御難渋之趣、御頼ニ付拙家ニて十日斗御逗留二相成、献金三十両致ス、外ニ壹両式歩御用人山崎殿へ遣ス、都合金三拾壹両式歩差上ル、代札六貫三百匁ニ相成申候、

金左衛門は親克である。一日に二升五合だと、年にわずか現米九石ということになる。単純計算だが、物成が三ツ五分取りであつたとすると、俸禄は約五十分の一となつたことになる。⁽²⁾この俸禄のみで生活することは難しかったであろう。結局、平岩氏は明治初頭の内に旧上野知行所の田部井村に移り住んでいる。⁽²⁾また、明治十九年には、田部井村に平岩親克名義の土地が一反四畝余りあることが確認できる。しかし村内において、支配権を失つた旗本の立場は強くなく、ご子孫の平岩祐吉氏のお話によると、近代における平岩氏の生活はかなり苦しかったとのことである。

平岩基命は、中佐治村の支配が変わつた後の慶応四年、經理の不正を行つたとして村方の四十人あまりから訴えられた(史料十)。

史料十 慶応四年九月 丹後久美浜役所宛 友右衛門書状

乍恐奉差上口上書

一、去月廿日、私共并庄屋助右衛門年寄善兵衛、御召出被

仰渡候義者、私村方願人庄三郎仁右衛門万右衛門

其外連印之名前御読渡し被遊候、人数連判之者凡四十人余之事奉存候、右願之義者先地頭中去卯年勘定上

納方之義、并二去卯年中私共村方へ米五石五斗貸遣し

先利ヲ取候ヲ以右名前之者出願仕候ニ付蒙御不審私共

取締役御免、名々宿預ケ被仰付、深恐入相慎居申候、

(中略)

厚御憐愍ヲ以御聞届被成下候得者广大之 御慈悲難

有仕合奉存候、慎中深奉恐入候得共此段奉嘆願候、以

上

元平岩金左衛門知行所丹波国水上郡中佐治村

百姓 友右衛門

慶応四年辰九月

基命は村役人と共に、村方からこれまでの過剰な負担の責任を問われたのである。また、基命は代官職を離れた時点で、武士身分から本来の農民身分に戻ることもあった。基命は翌明治二(一八六九)年に死亡するが、友右衛門家は多くの持ち高を生かし、明治以降寄生地主として発展していくこととなる。なお、用人をはじめとする他の平岩家家臣達のその後は不明

である。

七 おわりに

以上、旗本平岩氏の家政について、幕末期を中心に見てきた。平岩氏の財政は、他の旗本等と同様、近世後期には悪化していた。そのような中、知行所への臨時金賦課以外の金子調達法が必要となった平岩氏は、月次賄金という形で年貢の先納を開始させる。米価の上昇もあって、安政期には小康状態となるが、文久期以降になると度重なる將軍の供奉や幕政改革により、平岩氏の財政は急激に悪化し、慶応年間には各知行所の負担は限界に達していた（ただし、在地代官・庄屋層等から領主への表立った不満に関する史料は確認できていない）。さらに、幕政改革による軍役の追加負担が平岩氏の財政悪化を決定的なものとし、それが知行所への追い打ちとなる中で平岩氏は明治維新を迎えることとなった。

〈参考文献〉

『新見吉治『旗本』（吉川弘文館、一九六七年）
鈴木寿「徳川幕臣団の知行形態」（藤野保編『論集幕藩体制史第一期第五巻 旗本と知行制』（雄山閣出版、一九九五年）所収、初出一九六二年）

森泰博「旗本家臣の性格」（藤野保編『論集幕藩体制史 第一期第五巻 旗本と知行制』（雄山閣出版、一九九五年）所収、初出一九六〇年）

末岡照啓「近世における旗本救済策と勝手賄いの特質」（『国史学』一三九、一九八九年）

仙石鶴義「旗本家政の展開と知行所支配の変質について——特に旗本天野氏の場合について——」（『法政史論』五、一九七八年）
吉永昭「幕末期旗本財政の構造——勝手向賄方仕法を中心に——」（『日本歴史』四五七、一九八六年）

澤村怜薫「近世後期旗本領支配と知行付百姓の「譜代意識」」（『地方史研究』三六七、二〇一四年）

芦田伸一「幕末期の軍役動員と旗本知行所…旗本土屋氏を事例として」（『茨城県史研究』九二、二〇〇八年）

飯島章「文久の軍制改革と旗本知行所徴発兵賦」（『千葉史学』二八、一九九六年）

森安彦「幕末期旗本家来の一形態——武州多摩郡坂井村年寄喜七こと西村喜兵衛の場合——」（『関東近世史研究会編『関東近世史研究論集』第三巻、二〇一二年）

湯山学「江戸時代の瀬郷村地頭 平岩氏の遺跡」（『藤沢市福利厚生会機関紙『窓』六三、一九八二年）

註

- (1) 北島正元『江戸幕府の権力構造』(岩波書店、一九六四年)。
- (2) 関東近世史研究会編『旗本知行と村落』(文献出版、一九八六年)、白川部達夫『旗本知行と石高制』(岩田書院、二〇一三年)、川村優『旗本知行所の研究』(思文閣出版、一九八八年)、川村優『旗本領郷村の研究』(岩田書院、二〇〇四年) など。
- (3) 熊谷光子『畿内・近国の旗本知行と在地代官』(清文堂出版、二〇一三年)。
- (4) 鈴木壽『徳川幕臣団の知行形態』(『史学雑誌』七一一、一九六二年。藤野保編『論集幕藩体制史』第一期第五卷『旗本と知行制』(雄山閣出版、一九九五年) に所収)。
- (5) 一般に、知行所出身の有力百姓から一時的に武士身分に取り立てられ、地方支配を担う代官のことを在地代官と呼び、熊谷光子氏によれば在地代官の業務は「収納方」「郷中政道」「公用勤向」があったとされる(前掲 熊谷光子『畿内・近国の旗本知行と在地代官』)。
- (6) 寛政八(一七九六)年、代替わりによる年貢率変更の際、中佐治村の取り米を四ツ取りから四ツ六分取りに変更している(平岩律子家文書「永代の記」より)。
- (7) どちらも前述「永代の記」の記述による。
- (8) 平岩基永の「給金」を含む。友右衛門家は百石の分地から年間四十五から五十石程度の収入を得ていたようだが、代官としての給金は不明である。
- (9) 当然、賄金として先納した金額より年貢代金が多い場合はその差額を年末頃に送金する。賄金負担は一年の年貢代金よりも少なく設定されており、他村でも同様であったと思われる。
- (10) この段階での各月の賄金は、正月分が九兩二分二朱、七月分が三十四兩三分、十一月分が二十一兩二分二朱、十二月分が七十四兩二分である。負担の合計は年間で百四十兩二分となり、もし賄金負担が各村の高割りで行われていた場合、総知行所での負担額は年額三百六十五兩あまりとなる。
- (11) 「(嘉永六年)二月十一日付(大須賀)用介書状」より。
- (12) 安田は平岩氏に召抱えられる前は中佐治の近村(丹波国水上郡佐治村、同郡小倉村。現丹波市青垣町佐治、同小倉)に知行地を持つ旗本牧氏の家臣であった。
- (13) その詳細は、安政六年分を例にすると、正月分十一兩、二月分十一兩、三月分三十五兩、四月分十一兩、五月分十三兩三分、六月分十三兩三朱三百十文、七月分御飯米代金七兩二分二朱余り、十一月分十六兩一分である。御飯米代金について詳細がわからないので、総知行所での負担は推測しないこととする。
- (14) この山論の解決は明治初頭である。基命はこの山論を主な理由として、度重なる江戸への出府・勝手方役人就任の要請を断った。
- (15) 中佐治村の場合、寛政から化政年間ごろの年貢米売却相場は一石に銀四十匁から六十匁程度であった。この相場は嘉永年間になると同じく七十匁から九十匁程度になる。これに対し、安政年間後期には一石に百匁から百四十匁程度となった。仕法帳は米一石〓六十匁〓一兩で計算をたてていた。
- (16) 親克は文久三年一月二十七日、小姓組より使番に転任している。
- (17) 中佐治村は上方での費用を全面的に負担していたようである。文久四(元治元)年には一ヶ月あたり三十兩の負担ということであったが、慶応年間には次第に増額され、不足があれば中佐治で賄うという形になっていった。基命や村役人の京・大坂出役は相次ぐこととなる。関東の知行所には上方関係の費用は賦課されていないらしいが、文久年間以降、関東の村役人はしばしば江戸屋敷で事務の補助を行っており、負担は重かった。
- (18) 中佐治村の米相場は、文久年間には一石あたり銀二百匁を越える。

慶応元年には四百匁を越え、慶応二年には長州戦争の影響もあり、一石あたり銀一貫目を越している。

- (19) これをうけ、慶応三年十一月、平岩氏では再び家政改革を行っている。銃兵雇用に関する費用負担は廃止、月次賄い金は変更無し、半高によって不足する平岩氏の生活費二百匁を総知行所で十年間上納し、そのほか半高上納金を年四回、高割で上納することとなった。しかし中佐治村の場合、これらの上納は滞っている。

- (20) (明治元年)「多郎左衛門平岩家役人二面会之上次第柄」の内容による。

- (21) 幕末の中佐治村の米・大豆取納高を例にすると、幕末期の中佐治村の実行税率は約三十七パーセントである。また、中佐治村は定免であることが確認されている。

- (22) 平岩金之丞は、その後武芸の修行と称して出奔し、行方不明となっている。